

看護職員等処遇改善事業補助金の支給（補助金確定額）の状況

◎支給状況(全国合計)

① 支給要件に該当する医療機関数	2,720
② 支給を行った医療機関数	2,409
③ 支給率(②/①)	88.6%

◎都道府県別の支給状況

都道府県	① 支給要件 に該当す る医療機 関数	② 支給を 行った医 療機関数	③ 支給率 (②/①)
北海道	145	127	87.6%
青森県	23	21	91.3%
岩手県	31	27	87.1%
宮城県	47	37	78.7%
秋田県	26	24	92.3%
山形県	24	23	95.8%
福島県	44	44	100%
茨城県	60	55	91.7%
栃木県	38	33	86.8%
群馬県	46	43	93.5%
埼玉県	130	110	84.6%
千葉県	121	106	87.6%
東京都	227	188	82.8%
神奈川県	144	116	80.6%
新潟県	57	54	94.7%
富山県	21	19	90.5%
石川県	33	32	97.0%
福井県	19	17	89.5%
山梨県	25	20	80.0%
長野県	51	49	96.1%
岐阜県	42	37	88.1%
静岡県	60	55	91.7%
愛知県	86	78	90.7%
三重県	36	35	97.2%

都道府県	① 支給要件 に該当す る医療機 関数	② 支給を 行った医 療機関数	③ 支給率 (②/①)
滋賀県	27	26	96.3%
京都府	57	56	98.2%
大阪府	201	172	85.6%
兵庫県	134	115	85.8%
奈良県	39	34	87.2%
和歌山県	32	28	87.5%
鳥取県	17	16	94.1%
島根県	19	18	94.7%
岡山県	55	42	76.4%
広島県	74	65	87.8%
山口県	39	33	84.6%
徳島県	16	15	93.8%
香川県	25	24	96.0%
愛媛県	47	40	85.1%
高知県	26	25	96.2%
福岡県	114	106	93.0%
佐賀県	24	24	100%
長崎県	41	39	95.1%
熊本県	44	42	95.5%
大分県	43	41	95.3%
宮崎県	32	28	87.5%
鹿児島県	57	49	86.0%
沖縄県	21	21	100%

◎開設者別の支給状況

開設者区分	① 支給要件 に該当する医療機 関数	② 支給を 行った医 療機関数	③ 支給率 (②/①)	該当する開設者
公的・公立等	1,008	930	92.3%	独立行政法人、国立大学法人、日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会、都道府県、市町村、地方独立行政法人、一部事務組合
公立	589	512	86.9%	都道府県、市町村、地方独立行政法人、一部事務組合
医療法人	1,035	860	83.1%	医療法第39条の規定にもとづく医療法人。ただし、社会医療法人は含まれない。
その他の法人	677	619	91.4%	健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合、公益法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社、社会医療法人など、上記の区分に該当しない法人

◎補助金確定額

補助金確定額	212.9億円
--------	---------

◎賃金改善実績(令和4年2月～9月・全国合計)

賃金改善実績額	239.9億円
---------	---------

処遇改善の対象となる 職員数(常勤換算数) (令和4年6月1日時 点)	処遇改善の対象となる看護職員	60.6万人
	処遇改善の対象となる看護職員以外のコメディカル	9.7万人
	処遇改善の対象となる全ての職員	70.3万人

※補助基準額の算定基礎となる看護職員常勤換算数の平均値(2月～9月実績の平均値)は60.0万人。

(注)支給要件に該当する医療機関数や開設者区分は、都道府県からの報告に基づく。